

委員会に関する説明及び会議録の公表等について

- 1 設置根拠 芦屋市附属機関の設置に関する条例（P 2）
芦屋市行政評価委員会規則（P 3）
- 2 担任事務 行政評価その他行政評価の推進に関する事項についての審議
- 3 任 期 令和元年 7 月 23 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 4 委員構成 行政運営及び行政評価について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する 8 人以内の委員をもって構成する。
- 5 報 償 費 座 長：日 額 13,500 円
委 員：日 額 11,200 円
- 6 会議の公開 会議の冒頭に委員長が会議に諮ります。
(芦屋市情報公開条例（P 4）による)
- 7 委員名簿の公開 委員名等は公開されます。
公開される情報は、氏名、ふりがな、性別、出身団体等の名称及び役職です。
- 8 会議録の公開 会議録は公開されます。なお、会議録の公開手順は次のとおりといたします。
①委員会終了後、事務局で会議録案を作成
②委員全員に会議録案を送付し、確認及び修正指示をいただく
③修正指示の箇所を事務局で修正
④ホームページで会議録を公開（原則、会議終了後 1 か月以内）
※ 会議録以外の委員会資料等は概ね 1 週間以内に公開
- 9 会議録中の発言者名の公開 公開された会議の会議録については、発言者名（委員名）を記載し、公開します。
(非公開の会議の場合は、「会議要旨」で公開用の会議録を作成します。)
- 10 委員会の進行 以下のとおり委員会を開催します。

日時	
令和元年 7 月 23 日（火）	第 1 回行政評価委員会 委員委嘱 総合戦略の取組説明及び質疑応答等
令和元年 8 月 7 日（水）	第 2 回行政評価委員会 第 1 回及びその後のご意見等を踏まえた議論

○芦屋市附属機関の設置に関する条例【抜粋】

平成18年3月24日

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市行政評価委員会	行政評価その他行政評価の推進に関する事項についての審議	8人以内	行政運営及び行政評価について優れた識見を有する者	委嘱した日の属する年度の末日までの期間

○芦屋市行政評価委員会規則

平成18年3月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市行政評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長の指名により定める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、行政評価に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○芦屋市情報公開条例【抜粋】

平成14年4月2日

条例第15号

(会議の公開)

第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合